

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年2月3日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成21年2月17日から同年3月9日まで縦覧に供する。

平成21年2月10日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市屋島東町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南石場1号地区	高松市産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南石場2号地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大浦下池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大西池地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城池西小池地区	〃
高松市川添土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (農道事業) 西天神農道地区	〃
〃	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川向水路地区	〃
国分寺町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 鶉生池1号地区	〃
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吉田地区	〃